

当金庫の概要及び組織

沿 革

昭和3年2月8日、産業組合法に基づく有限責任信用組合「石巻庶民金庫」として、初代組合長／鈴木源助、事務所／牡鹿郡石巻町新田町47番地、会員数／556名、出資口数／5,034口、出資金／57,524円で営業を開始、昭和18年10月市街地組合法の施行により「石巻信用組合」と改組、昭和26年12月信用金庫法施行により『石巻信用金庫』となり現在にいたっております。

概 要

令和8年3月31日現在

名 称 ／ 石巻信用金庫
 所 在 地 ／ 石巻市中央三丁目6番21号
 電 話 ／ 0225-95-4111 (代表)
 創 立 ／ 昭 和 3 年 2 月 8 日
 出 資 金 ／ 568 百万円
 会 員 数 ／ 19,306 人
 店 舗 数 ／ 13 店舗
 役職員数 ／ 96 名

役 員

令和8年6月末現在

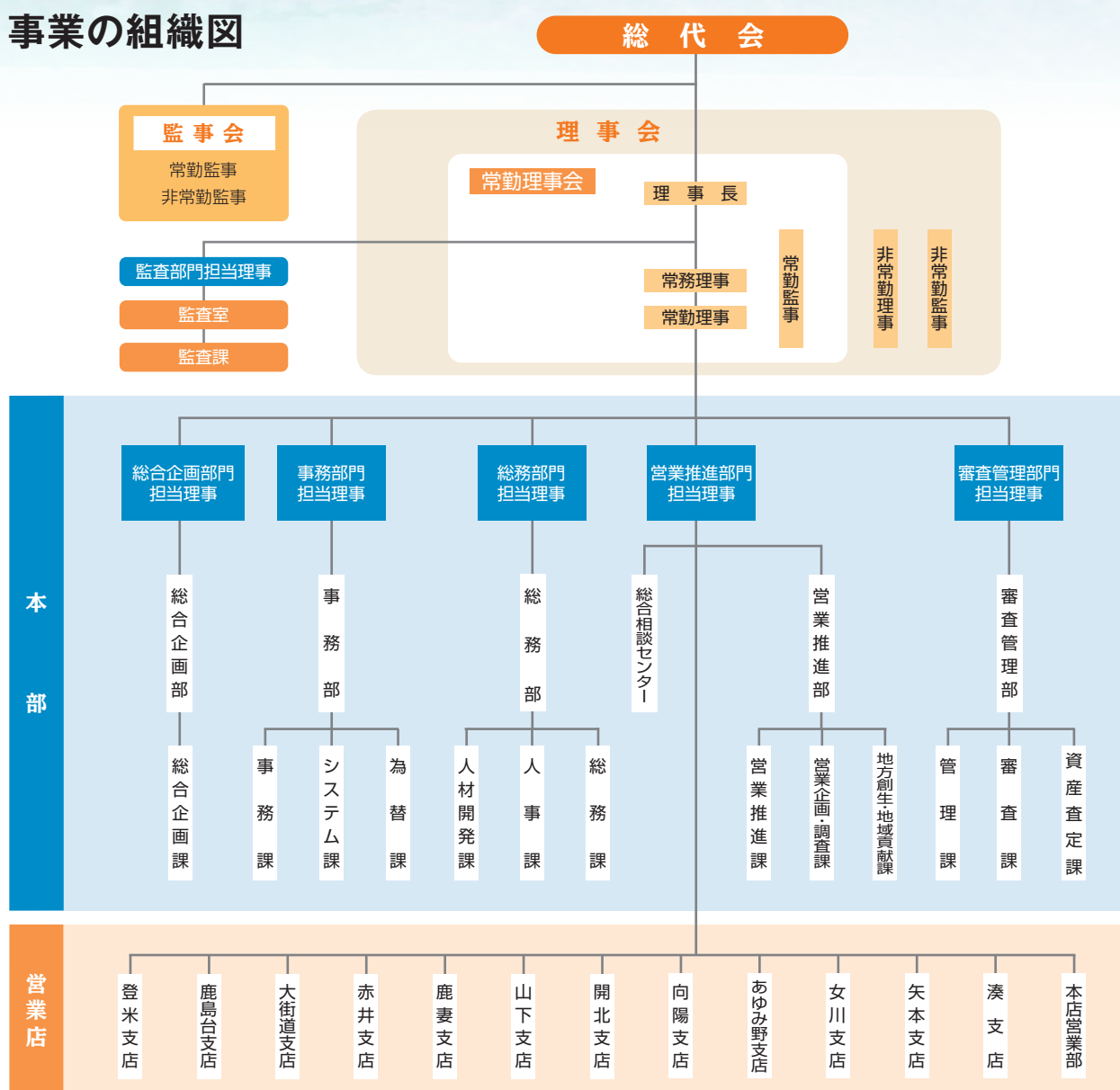
理 事 長 (代表理事) ／ 明 石 圭 生
 常 務 理 事 (代表理事) ／ 阿 部 伸 一
 常 勤 理 事 ／ 川 井 隆 弘
 常 勤 理 事 ／ 佐 藤 直 行
 常 勤 理 事 ／ 吉 田 伸 一
 理 事 ／ 青 木 八 州
 理 事 ／ 米 本 貞 之
 常 勤 監 事 ／ 阿 部 泰 宜
 監 事 (員 外) ／ 栃 窪 俊 英

1.理事 青木八州、米本貞之は、信用金庫業界の「総代会の機能向上に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。
 2.監事 栃窪俊英は、信用金庫法第32条5項に定める員外監事です。



地域金融機関としての目的をより確実に実現するため総代会・理事会等ガバナンス機能強化を図っております。

事業の組織図



内部統制システム

信用金庫法36条に定める理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他金庫の業務の適正を確保する体制整備(内部統制システム)について、平成19年に理事会決議を行っております。また、平成27年5月の信用金庫法改正に伴い、『内部管理基本方針』の改定を実施しております。

内部管理基本方針

1. 理事および職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
5. この金庫の理事及び職員並びにその子法人等の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
6. 当金庫の監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項
7. 前号の職員の当金庫の理事からの独立性及び当該職員に対する指示の実効性の確保に関する事項
8. 理事及び職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制
9. その他当金庫の監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制